

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	大久保 明
主 論 文 題 名： イギリス外交と第一次世界大戦後の西欧安全保障、1916-1925 年				
(内容の要旨) 本研究は、第一次世界大戦後の西欧における安全保障枠組み構築の試みをイギリス外交史の観点から検討したものである。第一次世界大戦後のヨーロッパ国際秩序、いわゆる「ヴェルサイユ体制」は、成立からわずか 20 年で再度の大戦勃発を招いた脆弱な体制として知られている。本研究に通底する問題意識は、同体制がいかにして弱体化し、イギリスがその過程にどのように関与したのかというものである。 従来の解釈では、この問題の答えはヴェルサイユ条約の内在的欠陥に求められることが多い。1919 年末にイギリスの経済学者ケインズが『講和の経済的帰結』で論じたように、ヴェルサイユ条約には深刻な不備があり、平和の崩壊が半ば必然的であったとする見方である。一方で、一次史料に立脚した近年の研究は、このような見方を一定程度修正し、ヴェルサイユ条約が機能しうる枠組みを提供していたと再評価する傾向がある。 本研究は、近年の研究成果を踏まえたうえで、イギリスの政策に着目した。イギリスは、1814-15 年のウィーン会議以後の会議体制においてそうであったように、1919 年のパリ講和会議以後のヨーロッパ国際関係の中心的アクターであった。イギリスの政策は、ヨーロッパの平和に大きな影響を与えることとなる。イギリスの軍事史学者マイケル・ハワードは、イギリスがヨーロッパ大陸の安全保障に積極的に貢献する政策を「大陸関与 (Continental Commitment)」と呼んだ。ハワードによれば、イギリスの「大陸関与」はヨーロッパの平和維持のための必要条件であった。 しかし、第一次世界大戦直後のイギリスの「大陸関与」を一次史料に基づいて分析した研究は少ない。既存研究は、①1919 年の英仏・米仏保障条約、②1920 年の仏白軍事協定、③1922 年の英仏・英白同盟案、④1925 年のロカルノ条約を論じる研究に分断されており、イギリスの西欧安全保障政策に関する体系的な理解を提供する研究は少ない。また当該期イギリスのヨーロッパ政策に関する主たる研究成果が 1980 年代までに発表されたこともあり、それ以降に広く知られるようになったフランス外交やヴェルサイユ条約に関する修正的研究の成果がほとんど反映されていない。そのため、先行研究には当該期イギリスのヨーロッパ政策を好意的に評価する傾向があり、他国に関する研究の進展を踏まえたうえで、より批判的な観点から見直す必要がある。				

このような問題意識を前提としたうえで、本研究は、第一次世界大戦後のヨーロッパが抱えた安全保障問題をイギリスの政策決定者がどのように認識し、それにどのように対処しようとしたのかを明らかにすることを目的としている。そのために、第一次世界大戦後半期からロカルノ条約調印に至るまで（1916年から1925年）のイギリスの西欧安全保障政策を一次史料に基づいて叙述し、分析した。

本論の概要は以下の通りである。第1章では、第一次世界大戦のさなかのイギリスの戦後秩序構想を扱った。第1節ではまず、アスキス連立内閣期に試験的に行われた戦後構想に関する政策検討に注目した。1916年末までに、「民族自決」に基づくヨーロッパ国境の再画定、国際連盟の設立、勢力均衡の維持といった、イギリス政府の大まかな戦後秩序像が浮上していたことを明らかにした。第2節と第3節では、1916年末に成立したロイド・ジョージ連立内閣の戦後構想の発展過程を検討した。ここでは、イギリス政府内の講和準備に関して論じる一方で、連合国が戦争目的の折衷を試みる過程にも着目した。連合国は、「民族自決」をヨーロッパ講和の基本方針とし、また国際連盟を立ち上げることに合意したものの、ヨーロッパ国境の具体的策定作業は講和会議に持ち越されることとなった。

第2章では、パリ講和会議におけるイギリス外交について論じた。講和会議で議論された多くの問題のなかでも、国際連盟、ラインラント、英仏・米仏保障条約、ベルギーに関する問題に焦点を当て、交渉の過程とイギリスの政策を叙述した。イギリスは、戦略的国境（strategic frontier）という発想に基づいて自国領土の拡張を試みたフランス、ベルギーと対立した。イギリスはその代案として、英仏・米仏保障条約という名の戦勝大国間同盟を提案した。第5節では、ヴェルサイユ条約の調印に至る過程を追ったうえで、同時代のイギリス人がヴェルサイユ条約に対して抱いた認識や、同条約の安全保障枠組みとしての特徴を分析した。そして、少なくとも安全保障の観点から見れば、ヴェルサイユ条約は機能しうる枠組みを提供していたという解釈を示した。ヴェルサイユ体制が脆弱となる原因は、条約自体ではなく、その後の外交過程に求められる。

第3章では、ヴェルサイユ条約が調印された直後から1920年にかけての西欧安全保障交渉を検討した。第1節ではまず、「10年ルール」に基づくイギリスの緊縮政策が、「大陸関与」の中心を担う陸軍の軍備に及ぼした影響について論じた。そのうえで、アメリカ議会がヴェルサイユ条約と米仏保障条約を批准しなかったことを受けて、イギリスがフランスへの保障の約束を再検討する過程を明らかにした。第2節と第3節では、ヴェルサイユ条約が解決できなかった課題の一つであったベルギーの安全保障問題に関するイギリスの政策を検討した。そして、イギリス政府がなぜベルギーへの保障供与に踏み込めなかったのかについて考察を加えた。

第4章では、1921年から1923年にかけて行われたイギリス、フランス、ベルギーによる同盟交渉を扱った。第1節では、1921年においてイギリス政府内で行われた英仏同盟に関する政策検討の内容を明らかにした。第2節と第3節では、1922年1月のカンヌ会議の前後に行われた同盟交渉の過程を論じた。第4節では、イギリス政府が英仏・英白同盟交渉から撤退していく過程を追い、その理由を検討した。そして第5節では、ルール危機の際のイギリス保守党政権の西欧安全保障政策を扱った。この章では、英仏同盟の調印を求めたイギリスの保守系親仏勢力のロビー活動にも焦点を当て、安全保障政策をめぐる政権内部の意見対立に光を当てた。

第5章では、ロカルノ条約の成立へと至るイギリス外交を扱った。まず第1節では、マクドナルド労働党政権期の西欧安全保障政策を追い、国際連盟規約の補完を目的としたジュネーヴ議定書の構想が発展していく過程を明らかにした。第2節では、第二次ボールドウィン保守党政権が、ジュネーヴ議定書を代替する構想として、地域的安全保障協定の構想を模索し始める過程を描いた。そして第3節では、「ヨーロッパ協調」の復興という発想に着目し、ドイツによる安全保障提案をイギリス政府が受諾するに至った経緯と理由を明らかにした。閣僚の多数派が「大陸関与」に懐疑を唱えるなか、オースティン・チェンバレン外相とセシル子爵をはじめとする少数派が内閣を説得し、ロカルノ条約への道を切り開くこととなった。第4節と第5節では、ロカルノ条約の調印へと至る政府間交渉の過程を追い、最後にイギリスと西欧安全保障の観点から見たロカルノ条約の意義と限界について考察した。

終章では、1916年から1925年にかけてのイギリスの西欧安全保障政策に関して、政権や時局ごとの変化と共通点に着目し、本研究を通じて明らかとなった内容をまとめた。その要旨は次の通りである。パリ講和会議が構築した安全保障枠組みは、その内在的欠陥によってではなく、その後の外交過程において、枠組みが適切に維持・発展させられなかったために脆弱化した。イギリスは、1920年から1924年にかけて、ヨーロッパの安全保障問題から距離を置き、静観する政策をとったことで、枠組みの弱体化を促進した。イギリスは、1925年のロカルノ条約の形成には大きく貢献したものの、将来のイギリス政府の自由裁量を維持するために、保障の発動要件を意図的に曖昧にし、条約の有効性に疑問を生じさせた。第一次世界大戦後のイギリスは、国際連盟に基づく安全保障制度を一貫して支持しながらも、連盟に一定以上の権限を与えることには反対した。政府内には、フランスやベルギーと同盟を結ぶべきだと主張する者もあったが、常に少数派にとどまった。ドイツとの早期和解を求める意見のほうが主流であった。当該期イギリスの「大陸関与」は、ヨーロッパ大陸のどちらか一方の勢力に肩入れするのではなく、当時のイギリス人が自認したように、「公正な仲裁者」と呼ぶべき性質のものであった。